

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 11月30日（水）	
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案の一括上程	6
議案質疑	9
討論・採決	14
閉 会	15

平成28年第4回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 11月30日

日次	月 日	開議時刻	区 分	日 程
第1日	11月30日(水)	午前11時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案の一括上程、提案理由の説明、議案質疑、討論・採決、閉会

平成28年第4回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第82号	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	原案可決
議案第83号	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について	11月30日	原案可決
議案第84号	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	11月30日	原案可決

平成28年第4回嬉野市議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年11月30日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成28年11月30日 午前11時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成28年11月30日 午前11時35分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	諸井 和広
	副市長	中島 庸二	子育て支援課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	大島 洋二郎
	総務企画部長	池田 英信	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長 市民協働推進課長兼務	中野 哲也	農林課長	横田 泰次
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長	堤 一男	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	辻 明弘	環境水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	教育総務課長	
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

平成28年第4回嬉野市議会臨時会議事日程

平成28年11月30日（水）

本会議第1日目

午前11時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第12号 専決処分（第11号）の報告について
- 報告第13号 専決処分（第12号）の報告について
- 報告第14号 専決処分（第13号）の報告について
- 報告第15号 専決処分（第14号）の報告について
- 日程第4 議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案質疑
- 議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について
- 議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 討論・採決
- 議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について
- 議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

午前11時 開会

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日、嬉野市議会臨時会が招集をされましたところ、お忙しい中御参集くださいまして、御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に13番梶原睦也議員、14番田中政司議員、15番織田菊男議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において御協議いただきましたとおり、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付をいたしております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

報告第12号 専決処分（第11号）の報告についてから報告第15号 専決処分（第14号）の報告については、お手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6．議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。本日ここに嬉野市議会の開会をお願いいたしましたところ、議会の皆さんにおかれましては御了解を賜りまして、ただいま開会をしたところでございまして、心からお礼申し上げたいと思います。

それでは、平成28年第4回臨時会に提案をいたしました議案の提案理由について御説明を申し上げます。

このたび嬉野市議会臨時会を招集し、御審議をお願いすることになりました条例の一部改正の3議案について、その概要を御説明いたします。

まず、議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、その条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部

を改正する条例につきましては、特別職の国家公務員の給与改正に準じ、期末手当を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国、県の給与改定等に準じて嬉野市職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の概要説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては総務企画部長が御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第82号から議案第84号について説明を求めます。総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

皆さんおはようございます。それでは、提出議案につきまして御説明をいたします。

議案書9ページ、あわせて議案資料1ページをお願いします。

まず、議案第82号は人事院の勧告で法の改正が要請されました育児休業、介護休暇について、地方公務員の育児等に関する法律など上位法の改正に基づきまして、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案資料で御説明いたします。

第12条の改正は、休暇として介護時間が新設されたことに伴いまして改正を行うものでございます。

第27条は介護休暇の分割取得を可能にする改正でございまして、職員の申し出に基づき、任命権者が人事院規則の定めるところにより、分割して取得ができるように改正するものでございます。1つの要介護状態ごとに3回以下、かつ合計六月以下の範囲で指定をすることが可能となります。

次に、第27条の2は介護時間の新設でございまして、任命権者が介護のため勤務をしないことが相当と認める場合で、連続する3年以下、1日当たり2時間以下で勤務しない時間を承認できる仕組みでございます。また、介護時間につきましては給与を減額する旨を規定しております。

次に議案書10ページ、附則になります。

第1条で施行期日を平成29年1月1日とし、第2条で経過措置として改正の日に介護休暇の初日から起算して六月を経過していないものについても改正の日後に残余の期間について分割して取得できるように規定をしております。

次に、議案第83号です。12ページになります。議案資料が3ページになります。これは特

別職の国家公務員の給与改定に準じまして嬉野市議会議員及び市長等の期末手当を改正するものでございます。

第1条、第2条で嬉野市議会議員、第3条、第4条で市長、副市長、教育長の期末手当を改定するもので、職員と同様に0.1月分を引き上げ、現行3.15月を3.25月に改定するものでございます。12月に支給する期末手当については1.65月を0.1月引き上げまして1.75月へ、平成29年4月以降は6月期に1.55月、12月期に1.7月とする改定でございます。

次に議案第84号は、国、県の給与改定に準じて職員の給与等を改定するものでございます。議案書の14ページ、議案資料5ページをお願いします。

まず、第1条の改正でございますが、嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この施行日は公布の日からとなりますけれども、給与条例の第28条第2項第1号で一般職について12月に支給する勤勉手当について現行0.8月を0.1月引き上げて0.9月分とする改正でございます。

また、第2号で再任用職員について、12月期に支給する勤勉手当について、現行0.375月を0.05月引き上げて0.425月とする改正でございます。年間を通しますと、現行2.2月を改正後は2.25月になります。

一方、一般行政職の給料表については議案書15ページから20ページ上段のとおり改正するものでございまして、平均0.065%引き下げるものでございます。

議案書の19ページの附則の改正ですけれども、これは平成23年度から導入をいたしました55歳を超える6級以上の職員の給与の支払いに関する減額措置について、勤勉手当の減じる率について1.125%から1.35%へ0.225%引き上げる改正でございます。

次に、第2条の改正については、来年4月1日からの施行になりますけれども、扶養手当の見直しに関する改正です。配偶者に係る扶養手当額1万3,000円をほかの扶養親族の手当額6,500円まで減額をし、それにより生じる原資を用いて、子に係る手当額を配偶者、子どもへ改正を行う、1万円とする改正内容でございます。受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、平成32年4月1日までに段階的に実施するものでございます。

また、21ページになりますが、第6条では技能労務職員、それから、次のページ、22ページ、第7条になりますが、企業職員も同様の改正を行います。

戻りまして20ページ下段から21ページ上段になりますけれども、第1条で12月期に支給する期末手当について0.1月分引き上げる改正を行いましたけれども、平成29年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように改正を行うものでございます。

また、21ページ、附則第13項の改正は、第1条で改正した55歳を超える6級以上の職員の給与の支払いの減額措置について、29年度以降、勤勉手当の減じる率について1.135%から1.275%へ0.75%引き下げる改正でございます。

第3条は、7号給に格付する特定任期付職員の給料月額を1,000円減額する改正と、12月

に支給する期末手当について0.1月分を増額して1.675月とするものでございます。

それと、第4条につきましては、平成29年4月1日以降に支給する期末手当について6月期と12月期が均等になるように改正を行うものでございます。現行3.15月から3.25月に改正を行うものでございます。

次に第5条は、公布の日から施行となりますけれども、平成26年度の給与改定で世代間の給与配分の見直しが実施をされたところでございます。現給保障措置を設けておりますけれども、その保障の基準となる額について給与改定に合わせて0.065%を引き下げる措置を規定しております。

議案書22ページになります。

附則第1条第1項で施行期日をそれぞれ規定し、第2項ではことし12月に支給する期末手当について特例措置を設けております。減額対象者、これは全職員185名になりますけれども、この者たちについて期末条例については改正後の期末条例で算定した基準額といたしますけれども、給料月額が0.065%減額されましたので、その分を減額して、年間で官民給与の実質的な均衡を図る目的で減額をするという内容を規定しております。

23ページ中ほど、第3項では平成30年3月31日までの間の扶養手当の特例について規定しております。29年度、配偶者1万円、それから、子どもについては8,000円、配偶者がいない場合についてはそのうち1人について1万円とする内容、それから、父母等につきましては6,500円で、配偶者、子どもがいない場合についてはそのうち1人9,000円とする内容でございます。

説明については以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第82号から議案第84号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第84号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、日程第7. 議案質疑を行います。

議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

簡単なことをお尋ねしたいんですけれども、まず、第12条のことについて介護期間という形で加えられたんですけれども、このことについては短期介護休暇ということで受けとめていいのかということがまず第1点。

それともう一つ、これちょっと調べていてわからなかったんでお教えいただきたいんですけども、27条の1の人事院規則、任命権者、そのことについての御説明をいただきたいと思います。こういう介護休暇を行う場合については、これはもうほかに家族内に介護者が、ほかの誰か、例えば夫婦で言えば奥さんがいるとかいう場合のところの対象というのはどういうふうになるのか。

それともう一つは、これをする場合について診断書というものを提出する必要があるのかどうかということ。それだけをお教えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えいたします。

介護休暇の分割の件についてですけれども、この件に関しましては、先ほど言いましたように、要介護状態ごとに3回以下でかつ合計六月以下の範囲内で取得ができるというふうに定められております。

人事院規則で定めるというような規定内容になっておりますけれども、実際まだその人事院規則の内容については具体的な指示というのがあっておりませんので、（「まだあっていないの」と呼ぶ者あり）はい。法自体が1月1日の施行なんですけれども、今現在、可決されただけの状態、まだ法自体は施行をされていない状態なんです。公布されていない状態ですね。1月1日に向けて、そういった内容がこれから整理をされるのかな。私たちの手元に入ってくるのは今後というふうに考えております。

以上です。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

27条にあります、こちらにありますとおり指定期間とありますけれども、その指定期間というところを具体的にお伺いしたいということと、3のところは3年間の期間、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除くとありますけれども、この3年間の期間ということと括弧の中の重複する期間というところの説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

最初の質問は介護休暇の分割に関する部分でしてでしょうか。その件に関しましては職員の申し出に基づき、国においては各省庁、各庁の長が指定期間、職員が介護期間を請求できる期間というのを指定するというふうになっておりますので、例えば、これは任命権者ごとにそういった期間を定めて指定することが可能かというふうに思います。

2点目は何でしたっけ。（「3の3年間の期間ということがどこの期間なのかということと、当該要介護に係る指定期間と重複する期間とありますけど、この括弧の中の重複する期間ということ……」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ちょっと暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

そしたら、先ほどの質問に対してちょっと答弁を。総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほどの指定の時間、重複の時間という件につきましては、後立って資料等を提出したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。（「すみません、もう一ついいですか」と呼ぶ者あり）増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

先ほどの質問に対しては、後でお願いいたします。

ちょっともう一回、ちょっと具体的にお伺いしたいのが、この2時間の介護時間とありますけれども、例えば、ちょっとした、今、モニタリングとかあっていますけれども、それとか調査とかですね、そういうのにも利用できるということで理解してよろしいのでしょうか。

この2時間の介護時間。よく介護申請のときに結構そういうのが多いですね。調査とか、月1回のモニタリングとかですね。そういうのもそういう2時間の介護時間として利用してよろしいんでしょうかということ。

○議長（田口好秋君）

ちょっと暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

モニタリング等ですね、この分についてはこちらのほうに申請をあらかじめしていただくわけですけど、その際に認められた時間内にそういった対応をしていただくというのは特段、申請が認められた以上はその時間で対応ができるということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。

西村議員。

○16番（西村信夫君）

1点質問させていただきます。

これの介護休暇というのは職員が介護する要介護者はどのような範囲まで介護されるのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

同居要件等がありますけど、介護の度合いについては特段ございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

要介護者とはどのような範囲と、今、質問しましたが、職員が同居をしている人の父、母、祖母、そして孫、どこあたりまで介護する要件があるのか、その点をきちっと教えていただきたいと思います。

そして加えて、職員が介護休暇を取得した場合、給与についてはどのようにしていくのか。（「減額」と呼ぶ者あり）減額については時間給の減額ですけど、半年まで休暇を認められますけど、半年の場合は減額して、あと共済組合から出るのかどうか、そのあたりまで示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

介護休暇の対象の家族については、祖父母、孫、それから兄弟姉妹というふうになっていると思います。

今回の人事院規則の改正等によって同居の要件が撤廃されたというふうには聞いておりません。

あと、すみません、無給なのかどうかで共済組合の補填については後でお答えということによろしいでしょうか。（「はい」「ちょっと暫時休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。質疑があっても今のような状態ですので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第83号についての質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第84号についての質疑を終わります。

日程第8．討論・採決を行います。

議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第82号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第83号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第84号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については可決されました。

以上で本臨時会に提出された全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに決定されました各議題について、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第4回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。どうも皆さん御苦勞さまでございました。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 梶 原 睦 也

署名議員 田 中 政 司

署名議員 織 田 菊 男